

『年報行政研究』第61号 公募要領

日本行政学会では、1994年5月発行の『年報行政研究』第29号より、年報という発表の場を広く会員に開放し、行政学の研究水準を引き上げ、年報の充実を図るために、年報委員会による企画編集とは別に、論文・研究ノートの特集を行ってまいりました。

より多くの会員に投稿していただくことを目的として、第57号より、これまで同様の論文および研究ノートに加え、書評論文および研究動向論文を募集しております。下記の要領にしたがい、積極的にご応募ください。

1 応募資格

2025年5月末日現在におけるすべての個人会員とします。共著の場合、ファースト・オーサー以外の共著者については、必ずしもこの要件を満たしている必要はありませんが、その場合でも、掲載時まですべての共著者が必ず個人会員になっていることが要件となります。入会申請については、学会ウェブサイトをご覧ください。

2 応募区分

以下の四つの区分を設けます。各区分の説明は例示です。ご不明の点は年報委員会までお問い合わせください。

- A) 論文：新規性を有するまとまった研究成果を論じるもの。
- B) 研究ノート：研究の中間報告や調査結果の速報を行うもの。
- C) 書評論文：一つないし複数の著書を対象に論じるもの。

D)研究動向論文:複数の論文や著書を題材として、一定の研究テーマや研究分野について論じるもの。

3 テーマ・内容

応募者の自由とします。

4 二重投稿の禁止

他誌などに既発表・掲載決定済みまたは投稿中・投稿予定の論文・研究ノート等と同一内容の論文を投稿することはできません。

全く同一でなくても、その内容がきわめて類似していると判断される場合も二重投稿とみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、同一の研究データを不適切に分割することによって、本来一本の論文・研究ノート等として発表すべき内容を、複数の論文・研究ノート等に分割し、それぞれ執筆・投稿することについても、二重投稿とみなされる可能性がありますのでご注意ください。

ご不明の場合は、年報委員会までお問合せ下さい。

5 応募点数

原則として論文、研究ノート、書評論文、または研究動向論文のいずれか1点に限ります。

6 分量

論文、研究ノート、研究動向論文については24,000字以内、書評論文については12,000字以内。

7 締切日時

2025年9月15日(2025年9月1日以降受け付けます)。

8 審査方法及び審査基準

別紙査読要領を御覧ください。

9 業績一覧の提出

応募者は、本人の過去5年間の業績一覧（既発表のものに加えて投稿中のもの及び第61号刊行時までに投稿予定のものも含む。また学会等における口頭報告及び報告予定のものも含む。）を投稿時に必ず提出してください。また、審査の最終段階で、その時点における同様の業績一覧の提出をお願いすることになります。いずれについても提出がなされない場合は、以降の手続きを進めません。

共著の場合は、全著者について業績一覧を提出してください。

10 誓約書の提出

応募者は、研究不正がないことを自己申告する誓約書を投稿時に提出してください。誓約書の書式は、学会ウェブサイトよりダウンロードしてください。共著の場合は、ファースト・オーサーが執筆代表者として誓約書を提出してください。

11 書式・原稿送付先・問合せ先等

学会ウェブサイト掲載の「執筆要領」をそれぞれご参照ください。

12 その他

全体の応募状況や掲載に至る経緯のあらましなどについて、第61号に年報委員会による簡単な報告を載せます。

査読要領

投稿された論文、研究ノート、書評論文、研究動向論文が、『年報行政研究』に掲載するものとして適切であるか否か、審査する基準は以下のとおりとします。

<論文>

- ◆ 主題、主張命題、提示された事実、論証方法などに知見の新しさが認められること
- ◆ 主題が明晰で、論旨が一貫していること
- ◆ 先行業績の理解と参照が適切かつ的確であり、章・節・注記などの構成が適切であり、文章表現も明快であること

<研究ノート>

- ◆ 論述が整理されていること
- ◆ 学界における調査研究を刺激する可能性があること
- ◆ 研究の一部でありながらも一定のまとまりを持ち、適切な完成度をもつこと

<書評論文>

- ◆ 対象著作に対する批評の適切さ
- ◆ 対象著作を基盤としつつ、執筆者自身による検討から引き出される知見の新しさ

- ◆ 対象著作を含む研究テーマについての理解を促進し、今後の同様のテーマに関する研究の発展に資すること

<研究動向論文>

- ◆ 対象として取り上げる論文や著書の選択の適切さ、それらの整理の適切さ
- ◆ 対象とする論文や著書に対する批評の適切さ
- ◆ 当該研究領域、研究分野についての理解を促進し、今後の当該領域、分野の研究の発展に資すること

3名の査読者がそれぞれ、投稿されたものが掲載可か掲載不可かを判定し、掲載可とする場合は、A（現状のままでの掲載を可とする）・B（ごく部分的な訂正がなされることを条件に、掲載を可とする）・C（必要な訂正、加筆がすべてなされることを条件に、掲載を可とする）の3段階で評価することとします。最初の査読でBもしくはC判定をした査読者が過半数となった場合、または査読者の1名がA、1名がBもしくはC、そしてあと1名が掲載不可と判断した場合は、BもしくはC判定をした査読者が修正原稿について再査読を行い、掲載可か掲載不可を判定します。

最終的に、3名の査読者のうち2名以上が掲載可と判定した場合は年報に掲載できるという原則のもとで、査読委員会が掲載の可否を判断します。